

第1回 部活動の在り方検討会

日時：平成29年8月4日（金）

14：30～16：30

場所：島根県庁分庁舎

2階教育委員室

教育監挨拶

こんにちは。事務局を代表して一言申し上げます。

皆さま方においてはたいへんご多忙の中、この度の検討会の委員就任をお受けいただき、また本日の第1回検討会に出席いただきましたことにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。

部活動については学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲向上や、責任感・連帯感の肝要に資するものとされており、学校生活を送るうえで重要な教育活動であると考えています。

しかしながら昨今、部活動に関する様々な課題が生起していることも事実です。時間外の勤務、休日の勤務による、教員側の多忙・多忙感。また、専門外の種目を担当することによる精神的負担等が考えられます。

一方、子どもたちの側に立つと、過度な練習の継続による疲労感、場合によっては燃え尽き症候群、せっかく慣れ親しんだ活動を一生涯続けることを断念してしまう、そのような問題も出ています。

様々な課題がありますが、部活動が、子供たちの成長に資するものがたいへん大きいということについては、委員の皆さまにおかれましては共通して認識いただいているところだと考えます。

この度立ち上げた部活動の在り方検討会では、それぞれのお立場から様々な、部活動に関するご意見を頂戴したいと思っています。

必ずしも委員の皆さま全員のご意見が合致するものではないと承知しています。最大公約数といったところで子どもたちや教員の負担を減らし、子どもたちの夢を継続させる、そういった方向でこの検討会の審議が続くことを切に願います。また、島根県版ガイドラインの策定に向けたご意見も頂戴したく思います。

本日の第1回に始まり、皆さまにはお忙しい中、積極的なご検討をいただくこととなります。よろしくをお願いします。

自己紹介

(各自自己紹介)

設置要綱等説明

(検討会設置要綱について資料P.2～4により事務局から説明)

会長・副会長の選出

(会長 岸本強委員、副会長 勝部慎哉委員に決定)

会長挨拶

今回委員の職を受けてから、部活動の在り方に関して、スポーツ庁ができてから国でも取り組みが進められているところです。

先ほど教育監も話されましたが、学習指導要領をもとに部活動についてあげられています。小学生については社会体育として、スポ少やスポーツクラブで活躍しているということ。

単に部活動といってもスポーツとして捉えられやすいのですが、文化や科学についても学習指導要領には定められています。その中で、中高と同じ表記がしてあったということと、運動部の活動という項目が別に載っている。

今回、私なりに何がテーマになるのかお話しします。一つには、指導する教職員の働き方。教職員の負担軽減策です。それから専門性の確保です。これは教員配置や、この度部活動指導員が制定されました。これまであった地域スポーツ指導者派遣事業の活用の仕方。島根県ではスポーツの競技力向上のために特別体育教員配置制度やスポーツ推進教員認定制度等もあります。

そして安定的な運営として、生徒数が激減する中、部活動が保てない、部活動の種目そのものが減っている、あるいは地域との連携が求められること。また部活動の適正運営としては、新聞等で報じられているように、児童生徒の休養日の設定や、ガバナンスの在り方といったことです。

これらが主なテーマになるのではないかと思います。この中でスポーツといえば競技力向上が一方では求められ、文化・科学については質の高さ、より高度なものを求められます。また、部活動は子どもの居場所にもなっています。

今後、小学生、中学生、高校生のスポーツ・文化・科学の活動種目別にどのような課題があるのかを洗い出して、運営のガイドラインの策定に結び付けられればいいのではないかと考えています。皆さまのご意見を集約し、より好ましい方向性を皆で探っていきたいと考えています。ご協力をお願いします。

副会長挨拶

私は安来市の教育長を務め4年目になります。私は鳥取県の中学校現場で勤務していました。正確には鳥取県の高等学校で3年、その後中学校で34年勤務しました。

島根県の教育の中身について精通しているわけではありませんが、鳥取県との違いなどといったところは視点を変えてお話しできることもあろうかと思います。

会長を補佐しながら委員の皆さまと考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会議の公開について

(設置要綱第5条に基づき公開の了承)

議事1 平成29年度 部活動に関する実態調査について

○事務局

保健体育課です。ご説明します。まず実施目的についてです。部活動の実態把握と今後の部活動の在り方について検証するため。島根県版ガイドラインの策定に向けての資料とするため。そして部活動指導員の導入に向けての参考とするため。この三つを挙げています。

実施概要についてです。国と県の調査の比較を載せています。

国の調査については高校が6校、中学校9校が抽出されており、7月中に調査が終わっています。国

とのやり取りなので、このアンケートは各学校が直接国へ提出しています。この結果情報について国に確認したところ、情報提供できるかどうか分からないという答えをいただきました。不確実であり、県においても調査をする必要性を感じ、今回県でも調査を行うこととしました。

国の調査と違い、県では外部指導者について今回は調査しないことと考えています。これは現在派遣している地域指導者、運動部・文化部ともに年度末にアンケートをしますので、今回の調査からは除外しました。

続いて資料をご覧ください。調査対象の具体的な考え方を分かりやすく色分けにしました。

県の考える対象校についてご説明します。国の抽出校は青色に塗ってある学校です。かなり負担が大きかったようですので、この抽出校は除外して、県立高等学校については 29 校、抽出校以外のすべての学校にアンケートをしようと考えています。

市町村立中学校については、各市町村の教育委員会内の全体生徒数により校数を決定し、合計 40 校を県の実施校としたい考えです。市町村によってはすべての学校が対象となるところもあります。中学校の選出については、各教育委員会にお願いして抽出していただきたく思っています。

対象者は校長、非常勤を除くすべての教員、生徒、対象となった生徒の保護者です。生徒数は高校、中学校ともに 2 年生のみを対象として、男女各 10 名とします。調査事項は国の調査項目を参考にし、県で調査する項目を決めました。

国の調査はそれで行われており、多少文言を変えている部分もあります。県独自の項目としては三つ考えています。一つ目、島根家庭の日の部活動について。毎月第 3 日曜日ですが、ここの部活動の在り方がどうなっているのか。二つ目。マイクロバスの自家用車使用について高校であると聞いていますが、そのあたりの車の使用状況。三つ目。部活動ではなく、地域のクラブ等に所属する生徒が、その学校の名前を使い大会に出る時の引率についての考えを、県独自の項目として考えています。

個別の質問内容については、資料 9 から 15 ページまでが校長、16 から 20 ページまでが教員、21 から 25 ページまでが生徒、26 から 29 ページまでが保護者と記載しています。委員の皆さまには資料として送付させていただいていましたので、改めてこちらでの詳細な説明は省きます。

3 年に 1 回行っている運動部活動、課外活動に関する調査についてです。平成 26 年に行われていますので、今年度が対象の年度です。小学校、中学校、高校の解答用紙を資料 30 ページから付けています。運動部活動のみですが、35 ページからが調査用紙です。

これは県内すべての公立小中学校、高校を対象にしています。参考として別冊で 26 年度実施分の調査結果を配布しましたのでご覧いただければと思います。

小中学校、松江市立女子高の調査については、各教育委員会、教育事務所をとおしてお願いし、開始については各市町村、教育委員会をとおしますが、逡送便を利用してそのまま保健体育課に送付いただきたく思います。県立学校についてはそのまま保健体育課に送っていただきたく考えています。なお集計については、先ほどの教員の負担感ということもあり、すべて教育委員会で行います。調査していただいたペーパーをそのまま教育委員会に送っていただき集計をする形をとります。

○会長

ただ今ご説明いただきました。聞き取り調査について皆さんからご質問・ご意見があればお願いします。それでは私から。スケジュールは。

○事務局

スケジュールについては次の議題で申し上げます。

○会長

分かりました。では、今のところは内容についてご意見等あればお願いします。

○委員

国が調査した結果を各県に報告するかどうか分からないということです。報告しない、あるいはできない理由を聞いていらっしゃいますか。

○事務局

そこまでは聞いていません。確認をして、検討しますとは言われたのですが、実際に結果が返ってくるのかわからない。7月25日が期限で国へ返す日程だったので、もう一度確認しようと思います。

○委員

せつかくの貴重な資料だと思います。返さないということに合点がいきません。

○事務局

連絡をしてみます。

○委員

はい。

議事2 今後のスケジュールの検討

○事務局

はい。先ほど会長からもありましたが、今日の1回目の検討会を受けて、このあともう一度質問票を確認し、今月いっぱいのところまで発送を考えています。調査票の発送が9月1日までに終わるよう、教育委員会で段取りをしたいと考えています。できれば調査実施を9月4日から21日の間に、各学校で行っていただき、保健体育課に10月5日を締め切りとして集計をすることとしています。調査票の回収については資料にあげていますが、所管市町村へ9月28日、10月5日のところで保健体育課へと考えています。

アンケートの集計については2か月ほど、またはそれ以上かかるかもしれませんが、何とか努力し11月いっぱいをめどにし、その結果をもとに12月中旬に第2回のこの検討会を行いたいです。なお、第2回検討会については調査結果報告という形で行います。

その後は第2回検討会の意見を踏まえ、県のガイドライン、部活動指導員導入に向けての検討を委員の皆さまとお願いしたいと思います。

資料では、3月上旬に第3回の検討会を開催と記載していますが、それまでのところで中学校や高等学校などで具体的な検討の場を別に持つ必要があるとも考えています。

国のガイドラインの策定が今年度中とは言われていますが、おそらく年度末になるのではと思います。

年度内に在り方検討のまとめを県内で終えることは難しいのではないかと考え、継続的なところを、とも考えています。

○会長

今後のスケジュールの検討についてご説明がありました。ご意見・ご質問等ありますか。

○委員

質問項目を見ても国の調査を見ても、膨大な質問であり、保護者、生徒、校長、教員と調査するので、事務局の方は大変だろうと思います。調査をするからには、調査結果をもとに今後どうするか具体的な検討をしていっていただきたいです。

その際に、他の委員さんからもあったように教員の働き方の問題、学校現場は異常な状態だと思えます。特に運動部は顧問になった教員は本当に土日も含め休みがありません。先生方の調査項目 19 ページ問 30 で、課題や悩みについて、とたくさん書いてあります。その中に⑲自身のワークライフバランスという欄があります。今どこに問題を感じているのか、アンケートで聞いて回答が出てから、何が問題かをここで検討するとすれば、果たしてご提案のスケジュールの会で充分にできるのかと不安に感じます。

第 2 回検討会は調査結果報告、その後の第 3 回が 3 月上旬と、今年に 3 回が計画されています。明らかにこの 3 回だけでは十分な検討はできないと思われれます。どのように今後進めていくのか、2 年にわたり行うのかなど、事務局側の予定等をお聞かせください。

○事務局

調査のまとめからフィードバックして検討していただくということでいかがでしょうか。

○事務局

調査してみると、結果によってどのあたりを押さえていかなければならないのかは、その時に初めて見えると思うのです。すると、ここにはたまたま 3 回しか書いてありませんが、回を重ね、皆さんにお出かけ願うことも考えています。

あるいは中学校と高校でずいぶん様子が違った結果が出た場合など、この 12 月の調査結果を報告した段階で中学生と高校生と、個別に検討する場を持たせてもらい、了解をいただいて進めていくなど、丁寧にしていかなければ、せっかく手間暇かけて皆さんのご協力でアンケートをしますので、丁寧な合意形成に向かっていきたいです。必ずしもこの 3 回で終わりということではありません。事務局としてはそのように考えています。

また、この検討会のみに関わらず色々な場面がありますので、調査結果を計上しながら皆さんのご意見を頂戴し、この在り方検討会で進めていかなければならないと考えています。

○委員

それを受けての意見です。中学、高校と個別に分けてということですが、項目によって分けることもあるかと思いました。

子どもたちの健康、教育効果に関わる部活動の在り方、教員の働き方に関わるということがあり、同

じところで同時に話し合うことは、無理があると思います。

今日、担当事務局も色々な方が来ていらっしゃると思います。保健体育課、学校企画課、管轄も色々あると思います。会議の持ち方を検討されたほうがよいのではと思っています。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

調査をまとめ、今後話し合う要件があれば検討いただくということでお願いします。その他に何かありますか。

○委員

スケジュールで、国のガイドラインが年度末あたりになるのではと予想しておられます。この、国のガイドラインというのは、小中高すべてを網羅したものとなると捉えておられますか。

○事務局

そうです。

○委員

学校現場としては体育会系の部活動を総括する高体連としても、国のガイドラインがあり、県のガイドラインがあります。その構成・部立て等があまりかい離していると、どちらを見ればよいのか分かりにくいです。

これにのっとり各学校や中体連・高体連で、さらにガイドラインの補足といったものを策定されるかもしれません。その可能性はあります。

おそらくそれを考えていらっしゃるので、国のガイドラインができてその構成を参考にした形で県のガイドラインを策定するといった流れと理解してよろしいですか。

○事務局

そのように考えています。国が今年度内と言っていることが、先ほど言われたように、どうしても年度をまたいでしまうというところも汲んでいただけたらと思います。

○委員

現場や各教員が混乱しないような策定をお願いしたいということです。

県の協議としてガイドラインの策定に向けての意見交換と、部活動指導員の検討、この二点が挙げられています。

ガイドラインというのは総括的な内容になろうかと思います。ただ、部活動指導員というのはピンポイントの制度なので、ガイドラインができたあとで部活指導員という制度が入るのか、それとも途中であっても部活動指導員の導入の可能性があるのか、今の段階では言えないこともあるかもしれませんが、すでに入っている県もあります。

部活動指導員の制度導入に向けてのスケジュールは、現時点でどう捉えていらっしゃいますか。

○事務局

部活動指導員は国がこの4月制度化しました。鳥取県ではさっそく4月から導入されています。

現在島根県では、合計180名程度の皆さんに地域指導者として、中高ほぼ同じ90人ずつお世話になっています。

部活動指導員は引率が可能であることが、従来の地域指導者と異なる点です。引率できるようにするには、何かしらの基準を設けなければなりません。そのあたりをどういったものにしたいかということを検討いただくこと、競技によってはなかなか指導者がおられない地域の指導者の方に来ていただいているのです。

引率のところあまりウェイトをかけすぎ、基準を高めてしまうとせっかく地域指導者の方がおられなくて、ようやく来ていただいたところへ、さらに基準が高くなってしまいます。引率のことにこだわるあまりお世話になる方が減ってもいけません。

島根県でこれまでやってきた地域指導者派遣の良いところは残しつつ、教員の生徒引率の負担軽減、そこが両立するにはどのような方法がよいのか、協議していただきたいと思います。

今年度、地域指導者の事業については約2,400万円の予算がすでについています。来年度の予算に反映させるためには、秋あたりには答えを出さないといけないと思っています。先ほどの調査結果もまだであり、無理があると思っています。

年度末に向かい、ガイドラインと同じようなペースで議論いただき、早ければ31年度の予算に反映していくスケジュールでいます。

○会長

今回、部活動指導員導入をいつから導入をスタートできるのか、早急に取り組まなければならないと思います。他に意見等、ありませんか。

○委員

質問です。調査の集計のことを考えると、予算があればマークシートでやるほうが早いと思います。

校長先生などは40名ほどですが、実数でなく答えられる形がとればマークシートが集計しやすいかと思います。そういったことができないでしょうか。

また、回収の期限についてです。100%出ることが望ましいですが、期限を区切り、先に返ってきたものから集計をするということでもいいかと思っています。

○事務局

回答形式はマークシートです。選択肢もかなりありますので、そういった形を考えています。集計のしやすいようソフトがうまく活用できれば楽になると思っていますので、集計する側も回答する側も負担のないようにと考えています。回答用紙の作成はこちらで考えます。

期日は10月5日と考え、100%の回収率が望ましいですが、その後のこともありますので、できるだけお願いをした文書をお付けして、提出されたところで集計をしていかざるを得ないと考えています。

○委員

先生方や生徒はできると思いますが、保護者が入るとなかなか100%は難しいと思います。

○事務局

分かりました。

○委員

以上です。

○会長

できるだけ書きやすく、集計しやすくソフト等を使い集計し、結果を十分に活かしていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○委員

3年に1回、部活動に関する調査が実施されていますが、この調査結果、また今回の調査結果が今回の調査に反映される内容はあるか。

平成14年か15年に、小学生のスポーツ活動に関するガイドラインが出されたと思います。それが今どうなっているのか、あの時のガイドラインが今回のガイドラインにどうつながるのか。

私立の学校も中体連、高体連に所属しています。そういった学校の実態は今回反映されないのか。この三つです。

○事務局

関わりについては29年度すべての学校についての調査項目と抽出校のものとは分けて考えています。数年前の小学校関係のガイドラインを私は把握していません。

○委員

間違っているかもしれませんが、この話とは違うのですか。

○事務局

それはそれであったと思います。リーフレットか何かで。

○会長

箇条書きで、保護者用とか教員用など書いたものがあったと思います。

○委員

スポーツ少年団の夜遅くまでの練習等の弊害といったことを調査されてガイドラインができたのだ

と思います。それがスポーツ指導者の方に普及していないというのが実態だったと思います。

そのうちにあいまいになってきたと私は感じています。今回ガイドラインを作られて、それがどの程度の効力を発揮できるのか、周知できるのかという懸念があります。

○事務局

私はご質問のスポーツ少年団については把握していませんでした。しかし確認させていただき、国のガイドラインを県がどう思うのか、と中身について、スポーツ少年団のことがどう練りこまれていくのかが分かりませんので、もしそういったことがあれば県としても、また検討会で考えていかなければならないと思います。

○会長

今回は部活動の話が出ています。そのうち小学生を中心として、かなり遅くまでやっているということもあります。今おっしゃったような私学の問題です。

すべて網羅していくのか、教育委員会の中だけでの話なのか。それを今提案されていると思います。

○事務局

国の調査については私立も入っています。国は私立も合わせて、ガイドラインが出てくるとと思います。自県では今のところは私立を考えてはいません。

○会長

もどかしいところです。

○委員

教育委員会事務局がこの度の調査を進めるということなので、直接所管している公立の小中学校、高校を対象として整理していきたいです。整理させていただいたものは総務課を通じて私立の中学校、高等学校等にも情報提供をしたいと考えています。協力要請もお願いしたいです。

○会長

その他に何かありますか。

○委員

部活動指導員については31年度から導入ということでした。

ガイドラインの完成と各中学校、高校への周知を図るのも31年度からという認識してよろしいですか。

また、この質問内容は国の調査のものと全く同じで、県独自のものは初めにおっしゃった四つだけということですか。

そして他県のこういった取り組みの実態はどうなっているのか、この三点について教えていただきたいです。

○事務局

現場である学校の周知に対する時期は、このガイドラインの取りまとめができ次第ということですので、たとえば今年度末までご検討いただき、国のガイドラインとの関係で仮に30年の5月くらいにこの検討会を開き、ガイドラインができれば速やかにその時点で周知をしていきます。

スポ少のガイドラインが世の中から認知されなくなりつつある、ということですが、今回お願いしようと思っているガイドラインは、皆さんの、たとえば中体連、高体連といった部署からかなりお出かけいただいていますので、ここはお互いに守りましょうという規範のようなものを導き出し、教育委員会から現場へ周知するというよりも、現場の代表の方に集まっていただき、お互いにここまでは一つのルール、守ることだとして、自ら実践、守っていくようなイメージでこのガイドラインを考えています。

この検討会の結論を県教育委員会から、決まったので守ってください、と示すのではなく、それぞれ参画いただいた組織から規範性を持ち、順守していただくという気持ちを持っています。

調査項目については、県独自の項目は欄外に書いてある数項目であり、他に委員の皆さまで、こういった項目を是非聞いておいたほうが良いといったものがありましたら、ご意見いただき追加をしていこうと思っています。今日、項目について国の項目と県の項目を対比する形でお示しをし、足りないところがないかどうかのお尋ねでした。

○事務局

他県では調査するとは聞いていませんが、部活動指導員導入に向けて、検討しているという県がかなり多くありました。実験的にしているといった記事も読ませていただきました。

北海道からこちらに電話もあり、鳥取県ではすでに進めておられますが、他県についても今検討しているといった回答をいただきました。

○委員

たとえば今スポーツ推進計画は国があつて県があります。

今回は県版のガイドラインを策定しますが、他県の状況等の把握はありますか。

○事務局

ガイドラインについてはまだ把握していません。

○会長

他県も同じような取り組みをしていることがあるということです。

○事務局

はい。

○会長

もし情報がありましたら、また確認をお願いします。

○事務局

確認しておきます。

○委員

保護者に向けて、部活動というのは教育課程外であり、生徒の自主的・自発的な参加によって行うことを知っていますかという質問があります。私もそのまま新鮮な質問と捉え、これは自主的な参加による活動であるということです。

とすれば、部活動というのは状況によっては設置する必要がないというように考えてもよい、と捉えることができますか。それは全国的にそういったことをすでに行っている学校があり、小学校での社会体育に移譲し、教育的な効果を上げているとか、そのあたりがどうなのかと思いました。

○会長

部活動の在り方、設置は自主的な参加であると書いてありますが、それについてのご質問でした。全員参加ではないと一方では捉えられているということです。

他に何かありますでしょうか。

○事務局

この質問項目があまりよろしくないというニュアンスということですか。

○委員

そういったことではありません。

これであれば、我が子では必ず入りなさいと言われていた中学校、高校があった場合に、この考えでいうと入る必要がないのかという親もいるでしょう。

また、このアンケートに部活動廃止論やそういった親の意向が盛り込まれてもいいのかという気がしました。これが教育課程外であればということです。

○委員

今のご質問は私も思っていたところでした。保健体育課さんからの今回のこの会を立ち上げます、という文書の中に「部活動の在り方について」というものがありました。

これについてはよくまとめてあり、今の部活動の意義と問題点と今後どのようにしていくのかということが、組合でも執行委員会でこれをもとに色々な議論をしていこうと思っています。

この中に「部活動とは」と書いてあります。学習指導要領には記載されていますが、先ほどのお話のように学校教育法などの色々な法律の中には、部活動は教育課程として入っていません。

組合でも学習しております。今のご意見のようにもちろん全員参加ではなく、自主的な活動ではありません。

しかし島根県ではだいたい学校に部活動があり、全員顧問体制になっていると思います。他県においてはもっと、部活動の顧問はしないという、愛知県の例なども出ています。

部活動の顧問をすれば必ず、時間外勤務や土日勤務で、ワークライフバランスが崩れるということがあります。顧問をしないということは時間外勤務をしないというように、教員は言われているように感じられるので、教育課程になく自主的なものであれば、拒否してもよいのではとされていることもある、と聞いています。

先ほどの保護者への質問について、教員に対しては先ほど私が言いました保健体育課さんからの、現

状はこうだという先生方の意識、部活動はこういったものだということを入れてもよいのではと思います。

○会長

部活動の位置づけということです。学習指導要領等これらは自主的な活動だと書いてあります。学校現場では色々取り組みも、それをもって行っている学校もあろうかと思います。質問項目にこのようがありますから、捉える側としては非常に複雑な思いかと思います。

いかがでしょうか。せっかくご出席ですので、皆さんから色々なご意見をいただきたいと思います。現場の方もいらっしゃいます。

私の感想です。唐突に「知っているかいらないか」と質問が出てくるのです。たとえば、部活動にはこのような意義があります、とか、初めに申しました意義、留意点、注意事項などもそこに書いてあります。そういったことがなく、知っていますか、いませんか、などといった質問なので唐突感があります。

部活動の意義があまり見えません。特に保護者の方は学習指導要領をご存じない方が多いと思います。

○事務局

国の調査そのままの部分もあります。皆さんと今日吟味できる時間がないので、先ほども言われましたように意義、留意点を述べたうえで質問させていただくということではよろしいでしょうか。

○会長

委員の方、いかがでしょうか。

○委員

国は保護者の皆さんにアンケート用紙だけではなく、アンケートの趣旨やお願いの文書が付いています。さらに国のほうを見ますと、調査の背景、目的等が書いてあります。

それも合わせて委員の皆さんにお示しすべきでしたが、このアンケートのみならず、そういったお願いのところに先ほどおっしゃった内容で記載したいと考えます。

○会長

その他、何かありますか。

○委員

保護者だけではなく校長、教員もちろん、生徒は生徒用であるかもしれませんが、なぜこのアンケートをするのか、意義や問題点などをぜひ付けてやってもらいたい。特に教員の場合はこの資料を見て思いました。

○委員

国の調査で保護者から回収する時、回収用紙封筒準備と書いてありますが、島根県内でも同じように準備はしていただけるのですか。

○事務局

そのようにしたいと思います。

○委員

はい。よろしくお願いします。

○会長

他にありませんか。

○委員

資料に「検討会のみに関わらず、体育連盟、校長会等で意見交換をしていく場を設ける」とあります。

当然大事なことだとは思いますが、しかし、競技団体さんの協会とか連盟、それぞれの種目で、各競技団体で非常に熱心に取り組んでおられる、あるいはスポンサーが付き、中体連、高体連抜きの大会が色々なところで数が増えています。

学校関係の中で、教員の超過勤務のこともあると思うのですが、そちらのほうはどう考えておられますか。

学校も間に挟まりますので、何らかの調整ができないものかと気になりました。

○事務局

競技団体との調整のことは考えておりませんでしたので、ご意見を反映させていただき考えたいと思います。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○委員

「部活動の在り方検討会」ですので、あまりテリトリーを広げすぎるとまとまらなくなる気もします。たとえば高体連でいいますと、私学と公立の学校では取り組み方にも温度差はあると思います。

私学と公立の場合でしたら、県としてガイドラインを作りましたということをごどこかでお伝えする。競技団体の方についてもそれと同じような形になるかと私は思いました。それが現実的なことです。

○会長

教育監からそのようなご発言があったと思います。趣旨はそのあたりにあるということでしょうか。他に何かありますか。

○委員

やるならば意見はたくさん出ると思います。集約しきれないほど出て、それをそれぞれの校長会等で話したら非常に論議の時間がかかると思います。集約についてどこまで期待されているのか。

調査結果が出た時点で絞り込み、この点だけ、ということになるのか、イメージだけでも教えていただきたいです。

○事務局

学校の校種ごとに意見の集約といったことになると思われ膨大なことになると思います。学校の校種を分けてご相談するという場面でちょうどいいヒントをいただきましたので、数項目を幅広く聞いてほしいとか、相談のかけ方、意見交換の仕方についてそれぞれの校種の代表の方と相談していくことが最もよいのではないかと考えています。

何度か校長会等の機会もありますので、こうして集約した実態調査の結果等はきちんとフィードバックし、重要な項目については相談していきたいと思っています。

○委員

教員のことを考えた場合、自主的・自発的な指導をしていくという捉え方だと思います。保護者にそういったことも生徒の自主的・自発的な参加ということを知れば、教員もそういった形で指導しているとあわせて、聞かれたら良いのではないかと。

○事務局

教員に対してということですか。

○委員

保護者です。生徒の自主的・自発的参加はもちろんですが、教員に対しても。

○事務局

保護者に別ということですね。

○委員

やはり顧問をしていると色々なプレッシャーや要求があるのです。他校と比較されるように言われる場合もあります。

そういった面で顧問が責任を感じて指導をするということもあると聞いています。

○事務局

分かりました。

○事務局

今、言われたことに関しては、自主的・自発的という言葉そのまま使うのか、違う表現であるのかこちらで検討します。

議事 3 **その他**

○委員

この話を聞いた時にも言いましたが、部活動は非常に教育効果のあるものであり、私も 35 年間高校で生徒と一緒に部活動をやってきましたので、そのために卒業生たちが卒業後もヨットに親しんだり弓道をしたりなどととても教育効果もあります。いい活動だと思っています。

しかし、教員の負担ということからすると、本当に昔は手当でもなく、土日勤務をしたり、合宿をしたりとボランティアという感じでやっていたと思います。

しかしながら、校務分掌の中で部活動の顧問が決められ、全員部活動の顧問、副顧問になって現場はやってきています。そうであるなら、きちんと勤務としてやるべきだと思います。

組合、現場の代表として来ました。

この検討会の目的や目標を皆さんで確認するためにも、可能であれば資料を用意していますので配布して皆さんに読んでいただきたいものがあるのですが、いかがでしょうか。

○会長

この会議で出されるということですか。

○委員

はい。最近出た「そろそろ部活のこれからを話しませんか」という本があります。この本に書いてあることをまとめたものがあり、部活動の現状と教師の関わりということでもありますので、是非これからの部活動を考えるうえで参考になる資料だと思います。よろしければ配布いたします。

○会長

今日の議題は実態調査とスケジュールの検討が主で、内容については今後検討していくということです。その中では皆さん色々資料を読んで来ていらっしゃると思いますので、その点についてはまた出させていただくということで、この会においては少しどうかと思います。

○委員

配布のみです。

○会長

それでは会議が終わったあとにお願いします。

初回でしたが、活発なご意見をありがとうございました。今後もこの検討会では、皆さんにご意見をいただき、できれば全員からご発言をいただいて議事を進めたいと思います。

本日の議長としての任務をこれで終わります。ありがとうございました。事務局へお返しします。

教育監挨拶

改めて本日お寄せいただいたご意見については、設置要綱の第1条「部活動の改善の方向性や運営体制、望ましい指導の在り方について検討するため、部活動在り方検討会を置く」という目的に沿う方向性に導けたらと思っています。

今後とも引き続きよろしくをお願いします。

本日はありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、第1回部活動の在り方検討会を終了します。